

第 3 3 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 5 年 2 月 2 7 日（月）午前 9 時 0 0 分より、役場各種委員会室において第 3 3 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者	6	番	青	木	義	春
	10	番	山	田		浩

本日の議案は次のとおり

- 報告第1号 農業経営改善計画の認定について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農用地等のあっせん結果について
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

事務局出席者 事務局長 砂田 隆樹
事務局主任 森川 真由美

議長 これより、第33回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は10名でございます。青木委員、山田委員におかれましては欠席届が出されております。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。3番 久保 委員、4番 江郷 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第33回南幌町農業委員会総会は、2月27日 本日1日限りといたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第33回南幌町農業委員会総会は、2月27日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和5年 1月26日、第32回農業委員会総会を開催した。
同日、令和5年第1回議会臨時会に会長出席した。
2月 9日、あっせん委員会を開催し、関係委員出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議 長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。
令和5年2月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、1件でございます。
認定年月日は令和5年2月24日、有効期限は令和10年2月23日までとなっております。
認定番号5の2の1、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。経営移譲による新規認定です。
認定農業者の経営体の総数につきましては、144経営体のうち法人が16法人となります。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議 長 日程第5 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和5年2月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、2件でございます。

1件目の権利を取得した者ですが、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で9,009㎡他計5筆ございまして、71,574㎡となります。届出をした日ですが、令和5年1月26日となり、取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

2件目は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で21,270㎡他計14筆ございまして、116,028.66㎡となります。届出をした日は令和5年2月1日となり、取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議長 **日程第6** 議案第1号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 第32回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので、審議願い、意見を求める。

令和5年2月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地等のあっせん結果につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。あっせんの申出地は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で4,981㎡となります。あっせん年月日は、令和5年2月9日。結果につきましては、成立でございます。価格については、田10aあたり、〇〇〇,〇〇〇円、あっせんの相手方は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇でございます。

あっせん委員につきましては、3番 久保 委員、5番 南 委員、8番 野呂田委員となり、以上の結果となっております。

議長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補足があればお願いいたします。

(なしの声)

議長 ないようなので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第1号 農用地等のあっせん結果については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第7 議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和5年2月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局

議案第2号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が1件、利用権の設定が10件、うち賃貸借が9件、使用貸借が1件でございます。

初めに、所有権移転について説明いたします。

整理番号4の2の1の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で4,981㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇円となります。

次に、利用権の設定、賃貸借 整理番号4の2の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で17,269㎡他計3筆ございまして、57,330㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年2月27日までの〇年間となります。

整理番号4の2の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で17,384㎡他計7筆ございまして、94,363㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年2月27日までの〇〇年間となります。

整理番号4の2の3の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で12,385㎡他計7筆ございまして、85,575㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号4の2の4の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番

地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇〇、
田で6,990㎡他計4筆ございまして、57,532㎡となります。
利用権の期間ですが、令和〇〇年2月27日までの〇〇年
間となります。

整理番号4の2の5の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番
地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で26,650㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇
年2月27日までの10年間となります。

整理番号4の2の6の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番
地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番
の〇、田で559㎡他計7筆ございまして、67,117㎡とな
ります。利用権の期間ですが、令和〇〇年2月27日までの〇〇
年間となります。

整理番号4の2の7の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番
地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で600㎡他計3筆ございまして、23,659㎡となります。
利用権の期間ですが、令和〇〇年2月27日までの〇〇年間とな
ります。

整理番号4の2の8の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇
番地、〇〇 〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地についまし
ては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、畑で1,958
㎡他計4筆ございまして、87,075㎡となります。利用権の
期間ですが、令和〇年〇〇月25日までの〇年間となります。

整理番号4の2の9の借り手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇〇
番〇号、〇〇 〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地についま
しては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で23,424㎡とな
ります。利用権の期間ですが、令和〇年〇〇月25日までの〇年
間となります。

続きまして、使用貸借 整理番号4の2の1の借り手は、空知
郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、

空知郡南幌町南12線西14番地、〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で2,091㎡他計4筆ございまして、5,016㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年2月27日までの〇〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第2号 農用地利用集積計画の決定については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第33回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第33回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前9時15分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

3 番

4 番